

事業者緊急支援事業

(あきる野市事業者緊急支援給付金事業《創業者向け》) 実施要綱

(※2019年1月1日から2020年5月31日までの間に開業された方)

内 容

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している中小企業者で、以下の要件を満たす事業者の方に20万円の事業者緊急支援給付金を給付します。

対象者

下記に掲げる全ての要件を満たす事業者

- 1) あきる野市内に主たる事務所または事業所を置く中小企業基本法に基づく中小企業者で、事業により事業収入(売上)を得ている方。(法人については登記があきる野市、個人事業主については住民票があきる野市にある方。登記または住民票が市内にはないが支店等があり、あきる野市に(法人)市民税を納税している方は納税証明書のご提出を頂くことにより対象となります。)
- 2) 下記の『ア、イ、ウ』のいずれかに該当する方
 - ア. 2019年1月から12月までの間に開業した方で、2020年1月から12月のいずれかの月の売上が2019年の月平均の事業収入より30%以上50%未満減少している方
 - イ. 2020年1月1日から2020年3月31日までに開業した方で、2020年1月から12月のいずれかの月の売上が2020年の月平均の事業収入より30%以上50%未満減少している方。
 - ウ. 2020年4月1日から2020年5月31日までに開業した方で、2020年4月から12月のいずれかの月の売上が2020年の月平均の事業収入より30%以上減少している方。
- 3) 国の持続化給付金の給付対象とならない方
- 4) 給付申請時において、今後も事業を継続する意志を有している方

※以下の(1)又は(2)に該当する方は、給付対象外になります。

- (1) 暴力団等の反社会勢力または反社会勢力との関係を有する方
- (2) 政治団体、宗教団体、その他給付金の趣旨・目的に照らして適当でないとあきる野商工会長が判断した方。

給付金額

20万円

申請方法

所定の申請書及び誓約書に必要事項を記載し、必要書類を添付のうえ、あきる野商工会本所または支所への郵送提出。または窓口提出。**(3密防止のため、なるべく郵送提出(簡易書留)をお願いいたします。)**

[本所]〒197-0804 あきる野市秋川1-8 あきる野ルピア3階 電話番号042-559-4511

[支所]〒190-0164 あきる野市五日市411 五日市出張所2階 電話番号042-596-2511

※申請は1法人・1個人事業主につき1回限りとします。

添付書類

書類名	備考
(1) 2020年5月31日以前に事業を開業したことが確認できる書類	税務署の受付印が押印されている(又は電子申告した証明書を添付した)法人設立届出書、個人事業の開業届出書の写し(いずれか1点)
(2) 事業を営んでいることが証明できる書類	健康保険・厚生年金保険新規適用届、雇用保険の開業届、店舗等に係る不動産賃貸借契約書、取引銀行の口座の通帳、開業に係る融資の取引記録、店舗等に必要な設備・機器の納品書、会社名(屋号)での水道光熱費等の領収書等の写し(いずれか1点)
(3) 売上減少となった月の売上を証する書類	帳簿類の写し等(例:総勘定元帳、売上台帳)
(4) 2019年(又は2020年)の月平均の事業収入を証する書類	帳簿類の写し等(例:総勘定元帳、売上台帳)
(5) 登記簿謄本	※法人のみ
(6) 代表者の本人確認書類 ※	代表者の運転免許証の写し等
(7) 口座確認書類	申請書兼請求書に記載した振込先指定口座の『表紙』と『1ページ目と2ページ目』の写し。又は電子通帳の画面を印刷したもの
(8) 申請書兼請求書 [別紙1]	
(9) 誓約書 [別紙2]	
(10) (法人) 市民税の納税証明書(注:必要な方のみ)	登記または住民票が市内にはないが支店等があり、あきる野市に(法人)市民税を納税している方のみ

※あきる野商工会会員事業所については『(5)及び(6)』を省略することが可能

申請期間

令和2年6月22日(月曜日)から令和3年2月12日(金曜日)まで(郵送の場合は当日消印有効)

その他

申請受付後、書類等に不備がなければ2～4週間程度で給付いたします。